

新

旧

議案第 99 号 所沢市保育所における保育及び保育料に関する条例の一部を改正する条例

別表（第3条関係）

保育料徴収基準額表

階層区分	定義	月額			
		3歳未満児	3歳以上児		
略					
D	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯のうち、その所得税が次の区分に該当する世帯	D1	1,600円未満	<u>9,000</u>	<u>7,400</u>
		D2	1,600円以上 8,300円未満	<u>11,000</u>	<u>9,600</u>
		D3	8,300円以上 16,600円未満	<u>12,700</u>	<u>11,400</u>
		D4	16,600円以上 35,500円未満	<u>16,900</u>	<u>15,700</u>
		D5	35,500円以上 50,000円未満	<u>23,400</u>	<u>19,700</u>
		D6	50,000円以上 66,600円未満	<u>29,900</u>	<u>20,900</u>
		D7	66,600円以上 88,800円未満	<u>38,700</u>	<u>21,700</u>
		D8	88,800円以上 146,900円未満	<u>44,400</u>	<u>22,700</u>
		D9	146,900円以上 213,600円未満	<u>47,100</u>	<u>24,400</u>
		D10	213,600円以上 280,200円未満	<u>50,100</u>	<u>25,500</u>
		D11	280,200円以上 355,800円未満	<u>53,800</u>	<u>27,100</u>
		D12	355,800円以上 402,500円未満	<u>57,000</u>	<u>28,600</u>
		D13	402,500円以上 569,100円未満	<u>57,700</u>	<u>30,100</u>
		D14	569,100円以上 1,021,200円未満	<u>59,500</u>	<u>31,700</u>
		D15	1,021,200円以上	<u>61,200</u>	<u>32,300</u>

別表（第3条関係）

保育料徴収基準額表

階層区分	定義	月額			
		3歳未満児	3歳以上児		
略					
D	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯のうち、その所得税が次の区分に該当する世帯	D1	1,600円未満	<u>8,400</u>	<u>6,600</u>
		D2	1,600円以上 8,300円未満	<u>10,300</u>	<u>8,600</u>
		D3	8,300円以上 16,600円未満	<u>11,900</u>	<u>10,200</u>
		D4	16,600円以上 35,500円未満	<u>15,500</u>	<u>13,800</u>
		D5	35,500円以上 50,000円未満	<u>21,500</u>	<u>17,300</u>
		D6	50,000円以上 66,600円未満	<u>27,400</u>	<u>18,200</u>
		D7	66,600円以上 88,800円未満	<u>35,500</u>	<u>18,900</u>
		D8	88,800円以上 146,900円未満	<u>40,400</u>	<u>19,600</u>
		D9	146,900円以上 213,600円未満	<u>42,800</u>	<u>21,000</u>
		D10	213,600円以上 280,200円未満	<u>45,500</u>	<u>22,000</u>
		D11	280,200円以上 355,800円未満	<u>46,800</u>	<u>23,000</u>
		D12	355,800円以上 402,500円未満	<u>49,600</u>	<u>24,200</u>
		D13	402,500円以上 569,100円未満	<u>50,200</u>	<u>25,500</u>
		D14	569,100円以上 1,021,200円未満	<u>51,700</u>	<u>26,900</u>
		D15	1,021,200円以上	<u>53,200</u>	<u>26,900</u>

備考

1 「3歳未満児」とは、保育所における保育を実施する年度の初日の前日（以下「基準日」という。）において3歳未満の児童をいい、「3歳以上児」とは、基準日において3歳以上の児童をいう。

2・3 略

4 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による保育料に与える影響を可能な限り生じさせないよう、2及び3により計算された税額を調整するものとする。

5・6 略

7 就学前児童のうち、家庭保育室（所沢市家庭保育条例（昭和44年条例第4号）に規定する家庭保育室をいう。以下同じ。）に入室している児童がいる場合における保育料は、6の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。この場合において、家庭保育室への入室が月の途中であるときは、その月の翌月から適用する。

(1)・(2) 略

8 略

備考

1 「3歳未満児」とは、保育所における保育を実施する年度の4月1日（以下「基準日」という。）において3歳未満の児童をいい、「3歳以上児」とは、基準日において3歳以上の児童をいう。

2・3 略

4・5 略

6 就学前児童のうち、家庭保育室（所沢市家庭保育条例（昭和44年条例第4号）に規定する家庭保育室をいう。以下同じ。）に入室している児童がいる場合における保育料は、5の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。この場合において、家庭保育室への入室が月の途中であるときは、その月の翌月から適用する。

(1)・(2) 略

7 略